

企業の皆さまへ

障害者職場実習制度のご案内

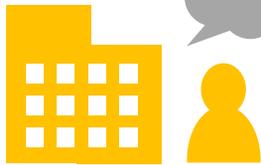
大阪労働局及びハローワークでは 障害者の雇用促進のため、企業の皆さまに対し障害者の職場実習受入れを勧めています。

企業

障害者雇用に積極的な企業
初めて障害者を雇用しようとする企業

- 障害者への接し方、雇用管理が分からない
- どのような仕事を担当させればよいか分からない
- 障害に応じた職場の配慮事項が分からない
- 身体障害者は雇用しているが、精神障害者を雇用するのは初めて

不安



障害者雇用の理解促進

障害者

ハローワークに求職登録している者
支援機関等で支援を受けている者

- 就職が初めてなので不安
- どのような仕事が適職か分からない
- 職場での仕事に耐えられるのか不安
- 訓練を受けたことが実際に役立つか不安

不安



就労意欲の喚起・作業適正能力の把握 等

大阪労働局
ハローワーク
支援機関 等

◆ 障害者の職場実習とは

職場実習は雇用ではありません。職場体験を通じて、障害者雇用への理解を進めていただくことを目的としています。障害者雇用に不安を抱えている事業所の皆さまには、是非、職場実習を不安解消の一つの方法として役立てていただければ幸いです。

ご相談のお申し込みは裏面をご確認ください。

◆ お問い合わせ

大阪労働局 職業安定部 職業対策課 障害者雇用対策係 TEL：06-4790-6310

職場実習を受入れてみませんか？

～ 職場実習実施までの流れ ～

登録

「障害者職場実習受入候補事業所リスト」に登録

公開

「障害者職場実習受入候補事業所リスト」の公開

申入れ

ハローワークや支援機関等から、見学又は実習希望を申し入れる

打合せ

実習前打合せ

実習開始

雇用を前提としない職場実習開始（1日～2週間程度）

フィードバック

最終日に振り返り会を実施し、実習結果を実習送出機関・実習対象者と共有する

実習終了

実習終了

※一例です。実習送出機関（ハローワークや支援機関等）とご相談の上、進め方を決めてください。

- ・「障害者職場実習受入候補事業所リスト」のご登録情報は、大阪府内のハローワークに情報提供します。また、ご希望により大阪労働局のホームページにも掲載します。
- ・実習期間中の事故等に関する保険加入は実習送出機関又は大阪労働局が行います。
- ・実習期間の賃金・交通費は発生しません。
- ・実習終了時に採用する必要はありません。（雇用の約束ではありません）

障害者職場実習の受け入れをご検討いただける場合は、下記から相談申込フォームにアクセスし、必要事項をご登録ください。

後日、大阪労働局の担当者をご連絡の上、貴社を訪問し、改めてご相談、ご説明をさせていただきます。



<相談申込フォーム>

大阪労働局

検索

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>

大阪労働局 > 各種法令・制度・手続き > 職業紹介関係 > 障害者雇用について
> 障害者の職場実習のご案内

※取得した個人情報 は当該業務以外の目的に使用することはありません。